

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	後期高齢者医療に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那賀町は、高齢者の医療に関する法律(昭和57年法律第80号)による後期高齢者医療制度に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

那賀町長

公表日

平成28年2月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づき、那賀町の後期高齢者医療被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、保険給付に関する各申請書の受付、情報等の処理・管理並びに各申請書及び情報等の徳島県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)への送付を行っている。 特定個人情報ファイルは、高齢者の医療に関する法律、徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年徳島県後期高齢者医療広域連合条例第25号)及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 《資格管理事務》 ①住民基本台帳情報、適用除外要件及び障害情報等の確認により、被保険者資格に関する申請書やその他申請書を受付し、広域連合へ送付。(資格の取得・喪失・変更) ②被保険者証や資格者証を交付(被保険者へ送付)する。 《保険料賦課事務》 ①保険料の賦課に必要な所得情報及び受付した減免申請書を広域連合へ送付。 ②年金支給額、介護保険料の徴収方法及び徴収額の確認による保険料徴収方法を決定。 《保険料徴収事務》 ①保険料の収納処理により、督促、催告等の各種通知書を送付。 ②保険料の過誤納金の還付・充当処理。 ③保険料の収納管理、滞納管理により、滞納者について納付相談等を実施。 ④保険料の口座振替情報を管理。 《保険給付事務》 ①保険給付に関する各種申請を受け付け、徳島県後期高齢者医療広域連合電算処理システムに必要事項を入力後、申請書を広域連合へ送付する。 ②申請により、特定疾病療養受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証を交付(認定証の年次更新分は被保険者に送付)する。 ③保険給付に必要な所得情報を保有していない者から簡易申告等で得た情報を徳島県後期高齢者医療広域連合電算処理システムに入力。 番号法別表第2に基づき、後期高齢者医療に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有期間が保有する特定個人情報について情報連携を行う。
③システムの名称	①後期高齢者医療システム ②徳島県後期高齢者医療広域連合電算処理システム

2. 特定個人情報ファイル名

高齢者の医療の確保に関する法律による資格・収納に関する情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の59の頁 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第46条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7項(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 別表第2の80及び83の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第43号 (別表第2における情報照会の根拠) 別表第2の82の項	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	那賀町健康福祉課	
②所属長	健康福祉課長 吉岡敏之	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	那賀町企画情報課 那賀郡那賀町和食郷字南川104番地1 0884-62-1121	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	那賀町企画情報課 那賀郡那賀町和食郷字南川104番地1 0884-62-1121	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年9月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年9月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる